

検察審査会 重み増す

被害救済へ期待 より慎重に捜査

再度「起訴相当」なら拘束力

二十一日の裁判員制度スタートと同時に、市民が検察官の不起訴処分のは非を審査する検察審査会の役割も大きく変わる。これまでは「起訴すべきだ(起訴相当)」と議決しても検察の判断を拘束できなかったが、今後は再度の議決が起訴の効力を持ち、刑事裁判が開かれる。被害者が「市民感覚を反映できる」と期待する一方、検察側には捜査への影響を懸念する声もある。

検察審査会は不起訴処分となった事件のうち、告訴・告発人や被害者らが審査を申し立てた事件などを非公開で審査する。メンバーは、くじで選ばれた十一人の市民。不起訴が妥当と判断すれば「不起訴相当」、起訴すべきだとの意見が過半数(六人)の場合は「不起訴不当」、八人以上の場合は「起訴相当」を議決し、検察庁に議決書を送る。

▼検察審査会 検察官の不起訴処分に民意を反映させる目的で一九四八年発足。審査員の任期は半年で、三カ月ごとに半数が交代。昨年末までに約五十四万人が務めた。審査会は地裁や主な地裁支部に設置。今月一日までに、都市部を増やし地方は統合する配置見直しが行われ、設置数は全国で百六十五になった。



新制度で変わるのは「起訴相当」のケース。検察官が再び不起訴とするか、三カ月以内に起訴しなかった場合、審査会は補佐役の弁護士の法的助言を受けながら再審査。改めて八人以上の賛成で「起訴議決」をする。裁判所が指定した別の弁護士が検察官役を務め、公判が開かれる。司法制度改革の一つとして、二〇〇四年の検察審査会法改正で導入が決まった。最高裁によると、全国の審査会が昨年受理した不起訴事件は、自動車運転過失致死傷など過失事件をはじめ二千三十九件。うち百三十件が「起

事故では、管理請負業者三人が「起訴相当」と議決された。検察側の再捜査で今年三月、二人は略式起訴、一人は再び不起訴処分となり、両親は娘の命を奪って罰金刑では到底納得できない」などとコメントした。兵庫県明石市で〇一年七月に十一人が死亡した歩道橋事故は、審査会が二回にわたり「起訴相当」を議決した〇三年以降で唯一の例だが、検察は不起訴判断を変えていない。遺族側は新制度開始の二十一日、三回目の審査を申し立てる予定だ。

新制度について、検察審査員経験者約二万一千人で構成する「全国検察審査会協会連合会」の高野武会長(77)は「責任が重くなる一方、やりがいを一層強く感じられるようになる」と評価する。一方、検察官が独占してきた起訴権限に風穴が開くだけに、捜査現場は「より慎重な捜査が必要なケースが増えそうだ」(検察幹部)と気を引き締める。別の幹部は「同じようなケースで各地の

審査会で異なる判断が出ると、公平性を保てなくなるのではないかと困惑している。

北海道
白糠町特産
しそ使用

しそ 焼酎 たんたかたん

鍛高譚

オエノコル
合資株式会社